

No.	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	命令等へ反映の有無
1	<p>DV被害を受けた人間も現在居住している場所へカードの発行・送付が出来るとありますが、具体的な申請方法はまだ最終決定していないと問い合わせ窓口で伺いました。</p> <p>私の場合、2015年10月1日現在の住所へ送付されてしまうと本人の手元に届かない事が確実な為、早急に申請・受け取り方法を決めて頂きたいです。</p> <p>また、その際必要になるであろう現在の居住地証明をする書類が公共料金の支払領収書等だった場合、子供と実家へ戻っていて自分名義の物が何一つ無い状態の為受け取れない可能性が非常に高いのです。そういった場合の措置も検討されているのかが知りたい。</p>	<p>個人番号カードの交付申請は平成27年10月5日以降に行うことが可能となっており、居所経由申請方式の場合、申請時点の居所に個人番号カードを送付することが可能です。</p> <p>また、居所地経由申請方式においては、原則として、賃貸借契約書、権利書、公共料金の領収書等居所に居住することを証明するための何らかの書類の提出を求めることを想定しています。</p>	なし
2	<p>《個人番号カードの交付方式について》 政令案の概要によると、交付時来庁方式に加え、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 申請時来庁方式 2 居所経由申請方式 3 勤務地経由方式 <p>を追加するとしているが、これはそれぞれ改正後の政令の第13条のどこの部分でこれらを認めると読むことになるのか伺いたい。</p>	<p>申請時来庁方式は、政令第13条第2項ただし書に、居所地経由申請方式及び勤務地等経由申請方式は、政令第13条第1項後段及び第2項ただし書に規定されております。</p>	なし
3	<p>《個人番号カードの交付方式について》 政令案の概要によると、交付時来庁方式に加え、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 申請時来庁方式 2 居所経由申請方式 3 勤務地経由方式 <p>を追加するとしているとのことだが、 高齢者の個人番号カードの取得促進を図るため、 (1)役場職員が村内の集会所等を巡回し、申請書を受付 (2)申請書を役場で取りまとめ、J-LISに送付 (3)個人番号カードをJ-LISから受領し、役場の住基ネット統合端末で暗証番号を設定 (4)役場職員が村内の集会所等を巡回し、本人確認の上、申請者に個人番号カードを交付 といった方法を検討している。</p> <p>国が示す方式の類型からすると、申請時来庁方式と交付時来庁方式のいいとこどりのようなやり方と理解している。</p> <p>番号制度導入後何か役場に手続をしにくる際は個人番号カードを持参してもらう、といった運用を目指すに当たって有効な手法ではないかと認識しているが、今回の一連の改正案上、上記のような方法は認められるかどうか、認められる場合、改正案のどこで読めるのか、見解を伺いたい。</p>	<p>(1)において本人確認を行い、その際に暗証番号の届出があった場合には、政令第13条第2項ただし書に規定する交付申請者が確実に受領することができるものとして総務省令で定める方法により個人番号カードの交付を行うことが可能です。</p>	なし

No.	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	命令等へ反映の有無
4	<p>《個人番号カードの交付申請について》 改正後の政令案第13条第1項で交付申請書を提出することとされているが、交付申請書は通知カードと同封されるものと聞いている。 住民に対し、こういう封筒でどこの地区にはいつ頃届くのか、この封筒に入っている書類は紛失しないよう周知したいと考えているが、周知するにもこれらの点についての情報が国から示されないため対応に苦慮している。 また、交付申請書のほかにチラシが同封されるとも聞いているがどういう内容が記載されるのかについても情報提供がない。 なお、通知開始後、隣の家には届いたがうちには来ていないとか、10月になれば送付されると聞いたがいつ届くのかといった問合せが多数くることが想定されるが、市町村に対し、これに対応できる情報が提供されるのかも非常に危惧している。 県・市町村において効果的な広報を実施する上でも、早期に上記の情報をお知らせいただくことを要望したい。</p>	<p>通知カード、個人番号カードの交付申請書、チラシなどの最新情報については、各自治体に対して通知文や説明会等を通じて示しているところです。引き続き、きめ細やかな情報提供をしてまいります。 通知カードのお届けについては、具体的には10月中旬以降となり、11月中には、おおむね全ての世帯に初回のお届けができるよう準備を進めているところです。 なお、市区町村単位でのお届けの情報提供については、現在検討中です。</p>	なし
5	<p>政令案第13条第2項ただし書中「交付申請書の提出を、住所地市町村長が指定する場所(同項後段の場合にあっては、経由市町村長が指定する場所)に出頭してしたときは、当該交付申請者が確実に受領することができるものとして総務省令で定める方法により、当該事務所への出頭を求めることなく、個人番号カードを交付することができる」を「交付申請書の提出を、住所地市町村長が指定する場所(同項後段の場合にあっては、経由市町村長が指定する場所)に出頭してしたときは、当該交付申請者に対して当該事務所への出頭を求めることなく、当該交付申請者が確実に受領することができるものとして総務省令で定める方法により、個人番号カードを交付することができる」と修正する。 理由「当該事務所への出頭を求めることなく」の文章が前後の文脈でわかりずらいため。</p>	ご意見として承ります。	なし
6	<p>第18条第2項の個人番号カードの空き領域を利用できる者として総務大臣とあるが、番号法は内閣府の管轄のため内閣総理大臣の間違いではないか。</p>	<p>番号利用法は内閣府、総務省及び財務省の共管であり、そのうち個人番号カードに関する規定は総務省の所管となっております。</p>	なし
7	<p>市長の一存で勝手に番号が発行できてしまう おそろしい 番号制やめてください</p>	ご意見として承ります。	なし

No.	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	命令等へ反映の有無
8	<p>第18条第2項「個人番号カードの空き領域を利用できるもの」に民間事業者を追加することについて； 民間事業者を追加すべきではない。 内閣官房のマイナンバー広報サイトを見る限り、「社会保障、税、災害時」にマイナンバーを利用するとしており、「民間利用については、法律施行後3年をめぐり、その段階での法律の施行状況等をみながら、検討を加えたうえで、必要があると認めた場合には、国民の皆様の理解を得ながら、所要の措置を講じることにしています。」となっている。 「国民の理解」どころか「国民への説明」もなく、こっそり施行令を変更して、民間利用を認めてはならない。このパブリックコメントを「国民への説明」とすることはできない。</p>	<p>本件はマイナンバーの民間利用ではなく、個人番号カードのICチップの空き領域の民間利用であり、これにつきましては、「個人番号カード普及に向けた緊急提言(平成26年6月20日自民党IT戦略特命委員会及び同マイナンバー利活用小委員会)」等において提案があったことを契機とし、改正を行うこととしているものです。</p>	なし
9	<p>第13条第2項の個人番号カードの交付方法に「勤務地経由申請方式」を追加することについて：「勤務地経由申請方式」を認めるべきではない。 マイナンバー法には「第三章 個人番号カード(個人番号カードの交付等)第十七条 市町村長は、政令で定めるところにより、当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者に対し、その者の申請により、その者に係る個人番号カードを交付するものとする。」と書いてあり、個人番号カードの申請は、あくまで、個人本人の意思による申請であるべきであり、会社の命令による申請であってはならないからである。 マイナンバー等分科会第9回資料に「マイナンバー制度利活用推進ロードマップ(案)」がある。これを見ると来年4月には「民間企業の社員証、ポイントカード」にも利用できるように計画されている。 第18条に「民間事業者」を加えて、第13条に「勤務地経由申請方式」を認めるということは、「総務大臣が定める基準に適合する」大企業が、「個人番号カード」を「社員証」にすることが可能となり、全社員に対して、「個人番号カード申請書」を会社に提出するよう強要する可能性がある。 社員1万人の企業は、1枚千円かかる社員証の作成費用が不要になり、1枚千円の個人番号カードを本人の意思を無視して社員に申請させれば、税金1千万円で社員証を作ってもらえる。 一方、社員10人で、マイナンバーを扱う独立した場所は社長室くらいしかないような零細企業には、社員証としての利用は認められないかもしれない。 「任意」である「個人番号カード」の作製費用を税金で負担することが、そもそも税金の使い方として間違っている。作製費用は申請者負担とするべきである。 ロードマップの実現のために、個人番号カードを8700万枚普及させることを目標としているが、今のところ1500万枚分しか予算確保できていないし、住基カードは2015年3月末で約744万枚しか作られていない。いくら無料にしても、企業が社員証にするから申請しろと命令したり、個人番号カードに健康保険証の機能を持たせるから申請しろと行政が命じることがない限り、8700万枚普及させることは難しいと思う。 自民党IT戦略特命委員会の平成26年7月3日の緊急提言には「個人番号カードを普及させる確実な手立てを講じられないのであれば、マイナンバーの施行は凍結すべき」と書いてある。 マイナンバー法は廃止すべきである。</p>	<p>個人番号カードの交付申請は、交付申請者本人の意思に基づいて行われるものであり、それは勤務地等経由申請方式においても同様です。 なお、政府としては、「個人番号カード普及に向けた緊急提言(平成26年6月20日自民党IT戦略特命委員会及び同マイナンバー利活用小委員会)」も踏まえ、公的サービスや国家資格等の資格の証明等に係るカード類の一体化／一元化や初回交付手数料の無料化等により、カードの普及に向け政府一丸となって取り組んでまいります。</p>	なし

No.	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	命令等へ反映の有無
10	改正前の制度もまだ実施されていず、現在わかっていない問題点が実施後に判明するかもしれないのに、手続きの緩和や領域を利用できる者の追加を行うのは時期早尚であり、行うべきでない。	今回の改正につきましては、「個人番号カード普及に向けた緊急提言(平成26年6月20日自民党IT戦略特命委員会及び同マイナンバー利活用小委員会)」等において提案があったことを契機とし、行うこととしているものです。	なし
11	法人の従業者等について勤務先の事務所等が所在する市町村を經由してカードの申請を行う方法は、認めるべきでない。従業者と雇用主の力関係から言って、従業者本人の真の意思を確認できない方法である。	個人番号カードの交付申請は、交付申請者本人の意思に基づいて行われるものであり、それは勤務地経由申請方式においても同様です。	なし
12	<p>個人番号カードの交付方法について、法人の従業者等について勤務先の事務所等が所在する市町村を經由してカードの申請をする方法(勤務地経由申請方式)は行わないでください。個人番号カードは任意交付が原則となっています。これを、勤務先からの申請ができるようにしたら、使用者の意向が働き、本人の意思に反して強制的な取得となるおそれがあります。さらに、「ブラック企業」で成りすまし取得を目的としてまとめて申請する危険性、つまり犯罪を誘発する危険性があります。</p> <p>個人番号カードの空き領域を利用できる者として、民間事業者を追加しないでください。民間への利用拡大は慎重にすべきです。政府は法施行後3年間の施行状況等を勘案して検討すると説明しており、施行状況も確認できないうちに民間事業者を追加すべきではありません。安易に情報を拡散させることは、個人情報漏えいの可能性を拡大することになります。</p>	<p>個人番号カードの交付申請は、交付申請者本人の意思に基づいて行われるものであり、それは勤務地経由申請方式においても同様です。</p> <p>本件はマイナンバーの民間利用ではなく、個人番号カードのICチップの空き領域の民間利用であり、これは、「個人番号カード普及に向けた緊急提言(平成26年6月20日自民党IT戦略特命委員会及び同マイナンバー利活用小委員会)」等において提案があったことを契機としているものです。</p>	なし

No.	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	命令等へ反映の有無
13	<p>【該当箇所】 第十三条 個人番号カードの交付を受けようとする者(以下この条及び附則第三条において「交付申請者」という。)は、総務省令で定めるところにより、その交付を受けようとする旨その他総務省令で定める事項を記載し、かつ、交付申請者の写真を添付した交付申請書を、住所地市町村長に提出しなければならない。この場合において、住所地市町村長以外の市町村長を経由して交付申請書を提出することが当該交付申請者の利便及び迅速な個人番号カードの交付に資するものとして主務省令で定める事情があるときは、当該市町村長(次項ただし書において「経由市町村長」という。)を経由して、交付申請書を提出することができる。</p> <p>2 住所地市町村長は、前項の規定による交付申請書の提出を受けたときは、交付申請者に対し、当該市町村の事務所への出頭を求めて、個人番号カードを交付するものとする。ただし、交付申請者が、同項の規定による交付申請書の提出を、住所地市町村長が指定する場所(同項後段の場合にあっては、経由市町村長が指定する場所)に出頭してしたときは、当該交付申請者が確実に受領することができるものとして総務省令で定める方法により、当該事務所への出頭を求めることなく、個人番号カードを交付することができる。</p> <p>【意見】 郵送等で申請を行う場合においても、居所経由申請方式及び勤務地経由申請方式のように交付時の出頭場所を選択できるようにすべきである。</p> <p>【理由】 郵送等で申請する場合の交付は、住所地の市町村の事務所等へ出頭しなければならないこととされているが、利便性の観点から、居住地や勤務地の市町村の事務所等に出頭して交付を受けられるよう柔軟に対応していただきたい。</p>	<p>個人番号カードの交付主体は住所地市町村長であり、交付は住所地市町村長が行う必要があること、また、個人番号カードの交付時に住所地市町村において暗証番号の設定をする必要があることから、交付時の出頭場所が住所地市町村の事務所となっております。</p>	なし
14	<p>個人情報について、電話番号や端末IDを個人情報として扱わない事について強く反対します。こうしてしまうと、中古や不正で入手した人間ばかりを益します。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>	なし

No.	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	命令等へ反映の有無
15	<p>共通番号制(マイナンバー制)については、情報漏えい対策とその被害に関する補償の問題、制度導入のコストとそれによる公的事務効率化の効果がそれぞれの程度のものか、等の点に関して大きな懸念があります。</p> <p>今一度、制度全体を見直してください。</p> <p>特に、個人番号カードの交付方法として、法人の従業員等について、勤務先の事務所等が所在する市町村を經由してカードの一括申請を行うこと(勤務地経由申請方式)は、本人の意思に反して勤務先によるカード取得が強制されることが非常に心配されます。この方式は採用しないでください。</p> <p>また、個人番号カードの空き領域を利用できるものとして、民間事業者を追加しないでください。</p> <p>共通番号制度(マイナンバー制度)導入による情報漏えい・なりすまし詐欺等の被害リスクは、過去に同様の制度を導入した他国の例を見ても非常に大きいものと懸念されます。</p> <p>また、こうした大掛かりな制度は導入に巨額の税金を使い、更に、問題が見つかったとしても、その対策のための制度修正をするのにまた巨額のコストがかかります。</p> <p>制度を導入するにしても、限られた事務に関して試験的に導入し、危険とコストのバランス、被害の大きさとその対策などを見極める期間を置くべきであり、制度導入の前から、過度に多くの情報の紐付けを議論すべきではありません。</p> <p>ましてや、民間事業者に個人番号カードにリンクした業務を許すことは、情報漏えいリスクを更に大きなものにします。施行状況勘案の機会として政府が説明している3年間が経過する前は、カード情報を利用可能なものとして、民間事業者を追加すべきではありません。</p>	<p>個人番号カードの交付申請は、交付申請者本人の意思に基づいて行われるものであり、それは勤務地経由申請方式においても同様です。本件はマイナンバーの民間利用ではなく、個人番号カードのICチップの空き領域の民間利用であり、これにつきましては、「個人番号カード普及に向けた緊急提言(平成26年6月20日自民党IT戦略特命委員会及び同マイナンバー利活用小委員会)」等において提案があったことを契機としているものです。</p>	なし

No.	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	命令等へ反映の有無
16	<p>先日も年金情報が漏えいしたばかりでその解決もなされていないのに、共通番号制度の導入に関する議論は性急に進められすぎています。</p> <p>今一度、制度全体を見直してください。</p> <p>また、共通番号制度は、情報漏えいとその被害・補償・責任の問題が心配されるだけでなく、制度導入にかかる費用、また、制度導入後も運用・リスク対応に継続的に費用と、それによる事務効率化の効果のバランスに大きな疑問があります。</p> <p>今一度、国民に十分な説明を行う期間を設けてください。</p> <p>制度を導入するにしても、施行状況をしっかりと見極め、必要な改良を行う前に、過度に多くの情報やサービスを個人番号に関連付けるのは、同様の制度を先に導入した海外の例から見ても危険であると言わざるを得ません。</p> <p>特に民間事業者を個人番号カードの利用可能者として追加する事、また、特定個人情報ファイルを取り扱う事務の再委託を許すことは危険です。</p> <p>こうしたことは、少なくとも向こう3年間には行わないでください。</p>	<p>個人番号カードの民間利用につきましては、「個人番号カード普及に向けた緊急提言(平成26年6月20日自民党IT戦略特命委員会及び同マイナンバー利活用小委員会)」等において提案があったことを契機とし、改正を行うこととしているものです。</p> <p>その他のご指摘の事項については、ご意見として受け賜ります。</p>	なし
17	<p>勤務地経由申請方式は申請書の提出方式に新たな「居所経由申請方式」を用意すること、法人による取りまとめにより申請者の利便性の向上を計画されています。しかし、この場合でも個人番号カードの交付は個人の住所地の市町村に出頭する必要があり、必ずしも利便性が上がっているとは思えません。個人番号カードの普及のために、交付時も民間サービスと同じような利便性をお願いいたします。</p> <p>具体的には、「申請時来庁方式」として指定する場所を「法人の事業所にし、交付は郵送することや、法人のある市町村に出頭して交付を受けることができる」等の検討をお願いいたします。</p> <p>例えばクレジットカード等の顧客獲得キャンペーンでは金融機関等の店舗での事務の他、普及のため各事業所や商業施設にて加入キャンペーン活動することが普通に行われています。</p>	<p>申請時来庁方式においては、住所地市町村長が指定する場所に、居所地経由申請方式・勤務地等経由申請方式においては、経由地市町村長が指定する場所に、それぞれ出頭して個人番号カードの交付申請書を提出することが可能です。</p> <p>また、勤務先企業等に市町村職員が出向き、そこで職員が本人確認の上申請を受け付けることも可能です。</p> <p>その場合は、個人番号カードを本人限定受取郵便等にて受け取ることが可能です。</p>	なし
18	<p>「国民の利便性の向上に資するものとして総務大臣が定める事務」は、国民の利便性と民間事業者が実施するサービスにおける利益においては相反する関係にあると考えられます。したがって、民間事業者のサービスの導入には事業性の検討が必要となります。そのため、「総務大臣の定める事務」がどのような事務内容であるのか、「総務大臣が定める基準」が定められる時期がいつとなるのか、具体的にお示しいただくようお願いいたします。</p>	<p>個人番号カードの空き領域を利用できる民間事業者の事務及び基準につきましては、現在検討中ですが、できるだけ早期にその案をお示しできるように、取り組んでまいります。</p>	なし